

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2018-11

.....
 ハイライト：

特許法院2018. 9. 7宣告2017HE06804の判決[登録無効（特）]	1
ソウル半導体、アクリッチ特許訴訟で相次ぐ勝訴	3
LG化学のネクロックス用いた粘膜炎治療剤の特許権、カトリック大学が所有	3
人工知能融合医療技術、AIドクターの特許出願が5年間で急増	4
AIなど第4次産業革命分野の特許出願、韓国企業が主導	4
対向車の眩しさを遮る「知能型ヘッドランプ」世界初の開発	6



特許判例

特許法院2018. 9. 7宣告2017HE06804の判決[登録無効（特）]

[事件の概要および判事の要旨]

被告は特許発明に対する登録無効審判を請求し、特許審判院はこれを認容した。これに対する原告の審決取消の訴えが棄却され上告すると、大法院は2014年HU2696事件で新規性否定の可否は判断しなかったが、請求項2の経被投与効果の異質性を認め、その進歩性を否定した差戻し前の判決を破棄した。

先行文献に選択発明への文言的記載があったり、通常の技術者が先行文献の記載内容と出願時

の技術常識に基づいて、先行文献から直接、選択発明の存在を具体的に認識することができるなど、先行発明を構成する下位概念を具体的に開示しているならば、選択発明の新規性は否定されるべきである。

請求項2は、リバスチグミンに関する発明で、これを先行発明の明細書に提示された化合物の一つであるRA7化合物と対比すると、二つの化合物は分子式が同一であるが、先行発明のRA7化合物はラセミ体である一方、リバスチグミンは、RA7化合物のうち(S)型光学異性体のみを特定しているという違いがあり、請求項2は、先行発明に構成要件が上位概念であるラセミ体と記載されて、上記上位概念に含まれる下位概念である(S)型光学異性体のみを構成要素とする選択発明に該当する。

ところが、RA7はRA類化合物の中で最も望ましいものとして提示されている7つの化合物のひとつに該当し、皮下投与3時間後にアセチルコリン

エステラーゼの抑制率が41%で最も高く、7時間後にもかなりの抑制率を見せ、解毒剤アトロピンによると、RA7によって誘導された急性毒性(致死率)が10倍以上減少し得るといふ点などが示されているので、通常の技術者は、先行発明に提示されている様々なRA類化合物のうちRA7を明確に認識するはずである。さらに、化学分野の発明でラセミ体が公知された場合、不斉炭素の個数によって一定数の光学異性体が存在することと、光学異性体間に薬理的、薬動的違いを見せるということは、技術常識に該当するので、先行発明のRA7化合物に接した通常の技術者であれば、RA7化合物は1つの不斉炭素によって2つの光学異性体が存在するということを容易に把握でき、それにより(S)型光学異性体であるリバスチグミンの存在を直接認識することができるといえる。したがって、請求項2は、その新規性が否定されなければならない。原告は、リバスチグミンがラセミ体であるRA7化合物に比べて、異質の作用効果を有するので進歩性が否定できず、結果、新規性も否定できないという旨主張しているが、新規性と進歩性は別個の特許要件であるので、個別に判断されるべきである。

請求項3は、請求項2の従属項であって、請求項2の酸付加塩形態のリバスチグミンを具体的に酒石酸塩形態に限定したところに技術的特徴があるが、先行発明の明細書には酒石酸塩形態が具体的に提示されているので、請求項3もまた新規性が否定される。したがって、請求項2、3は新規性が否定され、その登録が無効になるべきなので、これ以上みる必要もなく、本事件の審決の取り消しを求める原告の請求は理由がない。

「ルイヴィトンパロディ」が認められたデザイン、製品に使ったメーカーに賠償判決

ブランドバッグに対する「パロディ」と認められたデザインでも、他のメーカーがこのデザインを借用する過程でパロディの意図が明確に示されなければ、商標権を侵害したとみるべきだという法院の判断が下された。

2018年10月9日、ソウル中央地方法院民事合議63部は、ブランドメーカー「ルイヴィトン」が、韓

国の化粧品メーカー「ザ・フェイスショップ」を相手取って起こした不正競争行為の請求訴訟で、「デザインを借用した製品の販売・展示を中断し、5千万ウォンを賠償せよ」という原告の一部勝訴判決を言い渡した。



ザ・フェイスショップと「マイアザーバッグ」とのコラボによる化粧品

ルイヴィトンが問題視した製品は、ザ・フェイスショップが2016年に米国のカバンブランド「マイアザーバッグ」(My Other Bag)と提携を結び、デザインを適用した化粧品やポーチなどだ。マイアザーバッグは、カバンの片方の面にはルイヴィトン、シャネルなどブランドバッグのイラストを描き、もう片方の面には「My Other Bag(私の別のバッグ)」という文字をプリントしている。これは、「今、私が使っているカバンは安い品だが、他に高価なブランド品を持っている」という意味で、ブランド品を追う世相に対して苦笑を誘うパロディだ。

ルイヴィトンは、これに先立ち、米国でもマイアザーバッグを相手に商標権を侵害されたとして訴訟を起こしたが、米裁判所は、このデザインはパロディに該当するとして棄却した。ザ・フェイスショップは、米裁判所の判断を根拠に、自社製品に入っているマイアザーバッグのデザインもパロディだと主張したが、法院の判断は異なるものだった。

裁判部は、ザ・フェイスショップが、デザインを用

いて消費者に製品のブランドを混同させたとするルイヴィトン側の主張は受け入れなかったが、「マイアザーバッグは、韓国で認知度の高いブランドではなく、文化・社会的背景や一般的な英語のレベルなどを考慮すると、『My Other Bag』という言葉は、特に論評的な意味を需要者に伝えられないものとみられる」と指摘した。続いて「両面にイラストと文字が各々プリントされたマイアザーバッグのカバンと違い、ザ・フェイスショップの製品には、同じ面に表示されており、風刺画の意図がはっきり示されていない」とし、「ルイヴィトンと類似したデザインを繰り返し表しただけで、被告だけの創作的要素が加味されたと見るのは困難だ」と説明した。

このほかにも裁判部は、ザ・フェイスショップが製品を広告する際に、「ルイヴィトン」という商号を直接引用し、有名芸能人をモデルに雇用するなど、高価製品に劣らない品質を表現しようとした点などを根拠に、ルイヴィトンの「ブランドイメージ」を利用しようとする意図があったものと判断した。ザ・フェイスショップが、ルイヴィトンのデザインを使うことで商標の識別力を毀損したとみて、5千万ウォンの損害賠償額を算定した。

今回の判決を受け、ザ・フェイスショップが発売した製品のうち、シャネルとゴヤール(GOYARD)のカバンを連想させる製品について、該当ブランドのさらなる対応が行われるかどうか注目されている。

紛争

ソウル半導体、アクリッチ特許訴訟で相次ぐ勝訴

米のアーキペラゴの特許侵害を認定、ロイヤリティ支払い合意

ソウル半導体が米LED照明メーカーを相手取って起こしたアクリッチ関連の特許訴訟が、ソウル半導体の勝利に終わった。

ソウル半導体は、米アーキペラゴ・ライティング(Archipelago)を相手取り、米カリフォルニア連邦裁判所に提起した2件の特許侵害訴訟で、特許20件全

てに対して勝訴判決を受けたと発表した。

ソウル半導体は2017年、アーキペラゴが販売するフィラメント、高電圧用LEDおよびリニア駆動ドライバ技術を含むLED電球が、アクリッチに関する12の特許を侵害したとして訴訟を起こした。数カ月後に、アーキペラゴの他のLED照明製品でもアクリッチ特許の侵害を見つけ、追加で特許侵害訴訟を起こしている。

今回、アーキペラゴは、被訴された製品の特許侵害の事実を認めただけでなく、ソウル半導体の特許の有効性について争うことを放棄した。また、今後アクリッチ技術の使用に対するロイヤリティを支払うことに合意した。

アクリッチは、ソウル半導体が世界で初めて開発した独自の技術であり、高電圧駆動のLEDドライバ技術と、狭い面積の中に多数のLEDチップを集積できるマルチチップ実装技術(MJT)などがある。使用されるLEDの数が減るため、その分空間を活用できて、容易に回路のデザインができ、電力効率を20%向上させコスト削減も可能だ。

アクリッチ技術は照明だけでなく、家電製品や自動車分野へも適用が拡大されている。韓国をはじめとした、米国、中国、欧州、日本、東南アジア、モンゴル、カザフスタンなど、各国の街灯や商業照明に適用されている。

ソウル半導体照明事業部のナム副社長は、「アクリッチ特許の侵害製品の流通を防ぐために取り締まりを続ける一方で、アクリッチ技術の使用に対する正当な対価を支払う企業に対しては、合理的な条件のライセンスプログラムを通じて対応し、技術革新の製品が市場に広まるようにするつもりだ」と明らかにした。

LG化学のネクロックス用いた粘膜炎治療剤の特許権、カトリック大学が所有

LG化学が自社の細胞保護剤「ネクロックス」を用いた粘膜炎治療剤の特許権をめぐるカトリック大学産学協力団との訴訟に第1ラウンドで負けた。

ソウル中央地方法院民事63部は、LG化学がカト

リック大学産学協力団を相手取って起こした特許権移転請求訴訟で、原告敗訴の判決を下したと発表した。

今回の裁判は、カトリック大が開発した粘膜炎治療剤が、LG化学と特許権の共同所有を柱とする技術移転契約に適用されるかどうか争点となっていた。

LG化学は、カトリック大が2009年に保健福祉部韓国保健産業振興院と締結した6カ年国策課題である「免疫疾患融合研究事業」に参加した。

LG化学は、政府や企業の支援金を通じて開発した結果については、カトリック大の所有とするという研究開発契約を締結し、2010年12月に第1段階の第2次年度事業から合流した。特許権の帰属問題を規定した当該研究開発契約は、毎年更新されてきた。

LG化学は2011年5月、カトリック大と物質移転契約を結び、特許を保有しているネクロックスを提供した。カトリック大は、ネクロックスを活用し、2013年3月に難治性疾患である移植片対宿主疾患を予防および治療する物質など、3件の特許を出願した。

そこで、LG化学は同年4月、カトリック大に所定の技術料を払って3件の特許権を一部移転する技術移転契約を結んだ。

以降、カトリック大は、2014年2月、ネクロックスを活用した粘膜炎治療剤の開発を始めて、2015年11月に特許を出願した。この特許は、2017年3月に登録された。

LG化学は、技術移転契約に基づいて、カトリック大がネクロックスの提供を受けて粘膜炎治療剤を開発したために、知的財産権は共同所有だと主張した。

しかし裁判部は、粘膜炎治療剤の特許権は、カトリック大に帰属するものと見た。

裁判部は、「LG化学は、カトリック大がネクロックスを用いて粘膜炎治療の用途に関する研究を進めることを知っていた」とし、「しかし、2014年12月、知的財産権の帰属について協議もせずに、カトリック大に帰属されるようにした第2段階の第1次年度研究協約および研究開発契約を結んだ」と指摘した。

続いて、「たとえ、技術移転契約による研究開発の

成果だとしても、LG化学は、カトリック大が新しい研究をするために別途の契約を締結しなければならないが、それを認めるだけの証拠もない」と付け加えた。

出願動向

人工知能融合医療技術、AIドクターの特許出願が5年間で急増

人工知能(AI)が融合された医療技術に関する特許出願が、最近の5年間で急増している。

特許庁は、人工知能の融合した医療技術、いわゆる人工知能ドクターに関する特許出願が1994年から昨年までに585件出願されており、2013年48件、2014年73件、2015年58件、2016年127件、2017年92件など、最近の5年間で大幅に増加したことを明らかにした。

特許庁によると、人工知能ドクターに関する特許は、主に疾患診断(474件)と健康管理(47件)に集中しているが、それ以外にも、治療(22件)、手術(13件)、保安(15件)の分野にもつながることで、人工知能の活用範囲が次第に広がっていると説明した。

出願人別(累積出願基準)では、サムスン電子(91件)が最も多く出願申請し、続いて韓国電子通信研究院(20件)、韓国科学技術院(16件)の順で、韓国人の出願が大半(439件、75%)を占めている。

外国人の出願は、シーメンス(12件)、クアルコム(10件)、グーグル、マイクロソフト、ハートフロー(以上それぞれ4件)の順であった。

最近のAIドクター関連の特許出願の増加は、人工知能と精密医療分野への政府の積極的な投資と、人工知能基盤プラットフォームの発展及び普及が重なったためと分析される。

人工知能が融合された医療技術の国内外の現状を見ると、米国IBMのAIドクター「ワトソン」は、外国のがんセンターだけでなく、国内のがんセンターにも導入され、肺がん、前立腺がんなどのがん診療を行っている。中国のAIドクター「暁医(シャオイー)」

は、昨年、医師資格試験に合格し、今年、総合健康診断サービスを提供している。

韓国企業は外国企業に比べ出遅れたが、AI研究センターを設立するなど、AIドクターに多くの投資をしており、韓国のベンチャー企業が肺結節及び脳梗塞が疑われる部分を表示するAI映像診断器に関して食品医薬安全処の許可を得るなど、AIドクターに対する機運が高まっている。

特許庁の医療技術審査チームの関係者は、「人工知能と医療技術の融合により、過去には思いもよらなかった形のサービスが提供されており、今後、医療パラダイムの変化は加速するだろう」とし、「韓国企業も、人工知能基盤の医療市場を先取りし、技術競争力を確保するために、優先審査を活用した迅速な知的財産権の確保に関心を持つべきだ」と語った。

AIなど第4次産業革命分野の特許出願、韓国企業が主導

韓国及びEU市場において、韓国企業がAIなど第4次産業革命分野の特許出願を主導していることが分かった。

韓国知識財産研究院が発表した、過去10年間(2008年～2017年)の第4次産業革命に関する国内特許の出願動向を分析した結果、年平均8.7%の成長で、同期間の国内特許出願の増加率(1.3%)を大きく上回っていた。第4次産業革命の分野では、人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、ビッグデータ、自律走行などが挙げられる。

特に、人工知能、モノのインターネット、ビッグデータ、自律走行の4大分野の国内出願は、サムスン電子、ETRI、LG電子、ヒュンダイ自動車など、韓国企業が主導していることが分かった。IoT分野でのみ、クアルコムがサムスン電子と同レベルの1900件余り出願していた。

韓国国内の特許出願が200%以上増加したAI分野を見ると、出願の量では、サムスン電子(1287件)、ETRI(1111件)、KAIST(315件)、グーグル(311件)、LG電子(227件)の順となっている。また、グーグルはAIの国内特許を独占していないことが分かった。

グーグルの音声認識特許は、汎用位置基盤の音声認識特許ではなく、位置とは関係なくユーザーが指定・選択した画面の地図情報に基づいた音声認識特許なので、産業界の心配とは裏腹に、韓国企業への影響は大きくないことが分かった。

ETRI(韓国電子通信研究院)知識財産経営部長は、「AIの音声認識分野において、ETRIは、サムスン電子と共にグローバル企業と競争するだけでなく、商用化された韓国語基盤の音声認識および翻訳プログラムは、グーグルより正確度が高いと評価されている」と述べた。

最近の第4次産業革命に関する国内特許出願の主な特徴は、中小企業と大学・公共研究機関の急成長により、中小企業が2016年以降、大企業の特許出願を追い越したという点だ。

AI・ビッグデータ・ヘルスケアのように、アイデアとICTが結合する分野では、中小企業と大学・公共研究機関が、特許出願全体の50%以上を占め出願を主導してきた。その結果、最近5年間に申請した中小企業数は2倍近く増加し、2017年には約2000社余りに達した。

AI専門家は、「第4次産業革命によって参入障壁が低くなり、スタートアップや中小企業にとっては新たなチャンス」としながら、「中小企業が第4次産業革命の主役として成長するためには、AIオープンプラットフォームを活用して、自社だけの独特なソリューションを特許ポートフォリオで武装すべきだ」と伝えた。

ただし、大規模な資本投資が必要なIoT、自律走行、再生エネルギーの分野は、いまだ大企業が主導していることが分かった。

韓国企業の第4次産業革命分野の特許活動は、世界の特許市場でも活発に行なわれていることが確認された。

欧州特許庁が最近発表した資料によると、過去6年間(2011年～2016年)の第4次産業革命分野の欧州特許庁における特許出願で、サムスン電子とLG電子が、それぞれ1、2位を占めていることが分かった。

1位サムスン(1,634件)、2位LG(1125件)、3位ソニー(885件)、4位ノキア(640件)、5位ファーウェイ(577

件)、6位クアルコム(552件)、7位ブラックベリー(520件)、8位フィリップス(433件)、9位インテル(428件)、10位パナソニック(413件)、…19位グーグル(253件)、21位シャオミ(230件)、22位アップル(224件)などだ。

資料によると、第4次産業革命に関する欧州特許出願は、年平均18%の増加率を示し、欧州特許出願の増加率(2.55%)をはるかに上回った。また、国別には米国(25%)、日本(18%)、韓国(13%)、ドイツ(8%)、中国(6%)の順で、韓国企業が人工知能(AI)など、第4次産業革命に関する世界の特許競争に活発に参入していることが分かった。

韓国知識財産研究院の研究委員は、「第4次産業革命分野で、韓国企業は、欧州市場において1、2位を争うほどに特許競争力を認められており、特に韓国内では中小企業と大学・公共研究機関の成長が際立っていて未来が明るい」と語った。

また、「第4次産業革命のハイクオリティな特許が世界市場を先導し、主力産業、未来成長産業の革新成長へ率いていけるよう、特許庁も特許審査中心の行政にとどまらず、第4次産業革命と連携した現場との意思疎通を図り、特許の創出・活用・保護の全般にわたって特許政策と産業、中小企業および科学技術政策との横のつながりを強化する方策を積極的に発掘・推進すべきだ」と語った。

特許審判院「画像デザイン、創作性が高くなければ権利として保護されない」 創作性低い棄却事例が最多



(画像デザインが表示されたディスプレイパネル)

スマートフォンなど、スマート機器に使われる画像デザインに関する審判請求のうち、創作性が低いという理由で棄却される事例が最も多いことが分

かった。特許審判院の調査によると、過去5年間(2013～2017年)の画像デザイン関連の審判請求は70件であり、このうち64件(42件棄却)が処理された。棄却された42件のうち41件は全てそのデザイン分野に従事する者であれば容易に創作できるとの判断で棄却され、残りの1件は、既存デザインとの類似により棄却された。



(画像デザインが表示された宅配保管システム用端末)

一方、デザインの創作性が認められ審査局に戻された事件は15件だった。デザインがデザイン保護法によって登録され保護されるためには、既存の公知のデザインと同一または類似しておらず、そのデザインに関わる業界に従事するデザイナーまたは者が容易に創作できるレベルのデザインは登録を受けることができない。

創作性が低いと判断されて棄却される類型を見ても、まずはTV、インターネット、刊行物などを通じてすでに広く知られている画面の空間分割とメニューの構成方式、アイコン、グラフィックイメージなどの形状、模様および色彩、そして、これらを結合して提示した場合や、その他、デザインが表現された物品を生産したり使用するなど、業界でそのデザインに関する普遍的な知識を有する者のレベルで判断する際、よくある創作手法や表現方法に変更したり、組み合わせた場合である。

特許審判院のデザイン審判長は、「たとえ、画像デザインの変化が速く、利用者の便宜を図るために徐々に単純化される傾向があるにしても、画像デザインとして登録を受けるためには、スマート機器のディスプレイ画面でグラフィックユーザーインターフェース(GUI)方式を高度化するなど、創作性を高めるための努力を図る必要がある」と強調した。

上記のような統計と、スマートフォンをはじめと

した様々な電子機器にディスプレイが搭載される傾向に照らしてみると、従来の画像デザインとの差から新規性は認められても、創作性が認められるのは、次第に難しくなることが予想される。

最新技術

対向車の眩しさを遮る「知能型ヘッドランプ」世界初の開発

ヒュンダイモビスは、上向きライトの状態を維持して、ドライバーの視野確保に役立てながら対向車の運転手の眩しさを遮る、世界初の先端知能型ヘッドランプ(AADB)技術を開発したと発表した。

一部のプレミアムカーだけに適用されていた知能型ヘッドランプ技術をワンランク進化させたもので、上向きライトの光を前方の車両の部分だけ遮断し、対向車のドライバーの視野を妨げないようにするのが核心技術だ。既存の知能型ヘッドランプは、後ろから追い越す車や早いスピードでカーブを回る車など、相手の車の急激な動きに十分対応できないという限界があった。カメラで前方の光を感知して車両を認識する現在の方式の技術的問題から、ヒュンダイモビスは、多様なセンサーで情報を収集して精密に光を調節することに成功した。ヒュンダイ

モビスの関係者は、「カメラが収集する情報の種類を増やし、レーダー、ナビゲーション、操向角センサーなどを活用して問題を解決した」と説明した。

ヒュンダイモビスが開発した先端知能型ヘッドランプは、カメラが前方の光だけを検知していたものから、さらに車線情報を収集し、レーダーで後方から追い越す車の情報を、ナビゲーションで高速道路や国道などの道路情報を、操向角センサーでカーブの曲率情報を把握するものだ。これに関して、ヒュンダイモビスは、国内で6件、海外で12件の特許を出願した。ヒュンダイモビスのランプ設計担当理事は、「ハードウェアを追加せずに、ソフトウェアだけで先端知能型ヘッドランプを具現化して、技術競争力と価格競争力を併せ持ったもの」とし、「グローバルなランプメーカーでも、短期間で技術格差を縮めるのは難しいだろう」と語った。

車両用ランプは、ヒュンダイモビスが世界の市場で2010年からこれまでに34億ドル受注してきた、代表的な輸出品目だ。ヒュンダイモビスは、今回の技術開発によって、未来の車のランプ市場で、優位を占めることができるものと期待している。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr